

国産飼料資源生産利用拡大対策のうち国産濃厚飼料生産利用推進の
事業細目及び具体的な手続き等について

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1874 号生産局長通知）の本文（以下「実施要領」という。）第 2 の 5 の（2）の生産局長が別に定める各事業の細目及び具体的な手続等は、次のとおりとする。

第 1 定義

本事業において「国産濃厚飼料」とは、飼料用として利用する目的で栽培したとうもろこし、大豆及び大麦の子実部分をいう。ただし、とうもろこしにあっては雌穂の芯及び穂皮、大豆にあってはさやを含むものも対象とする。

第 2 事業の内容

1 国産濃厚飼料生産利用普及推進（全国推進）

国産濃厚飼料の生産及び利用の全国的な普及を図るための次の（1）から（4）の取組

- （1）全国的に普及性の高い国産濃厚飼料の生産・利用技術の推進のためのシンポジウム等の開催
- （2）国産濃厚飼料の生産及び利用を実践する地域等における現地研修会等の開催
- （3）国産濃厚飼料の生産及び利用を実践する地域等における生産コスト等のデータ収集及び分析
- （4）国産濃厚飼料の普及のための優良事例集やパンフレット等の編集・作成及び配付

2 生産・利用体制構築（地区推進）

国産濃厚飼料の生産・利用技術体系の実証等を通じて、生産・利用体制の構築を図るための次の（1）から（2）の取組

（1）国産濃厚飼料生産利用推進

- ア 国産濃厚飼料生産・利用に必要な対策
- イ 国産濃厚飼料生産・利用技術の習得に必要な対策
- ウ 生産者と利用者のマッチング推進に必要な対策
- エ 国産濃厚飼料生産・利用体制の普及啓発に必要な対策
- オ 国産濃厚飼料生産・利用技術体系構築等の実証に必要な対策

（2）国産濃厚飼料生産利用技術実践

- ア 生産物乾燥調製機の改修・整備等
- イ 生産物調製貯蔵施設の改修・整備等
- ウ 国産濃厚飼料生産・調製機械の導入

第 3 事業実施主体

実施要綱別表の事業実施主体欄の生産局長が別に定めるものは、次のとおりとする。

1 国産濃厚飼料生産利用普及推進

次の（１）及び（２）に該当する民間団体等であること。

（１）次のアからエまでを満たすこと。

ア 全国的な観点から本事業の目的を達成するための検討会等の実施が可能な民間団体であること。

イ 自給飼料施策に精通しており、自給飼料の生産、給与等について必要な知識及び専門技術について豊富な知見を有していること。

ウ 試験研究機関、都道府県等と連携の下、全国的視点で技術の普及・推進をすることが可能であること。

エ 本事業に係る会計処理等について、適切な事務能力を有すること。

（２）次のアからケまでのいずれかに該当すること。

ア 民間企業

イ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。以下同じ。）

ウ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

エ 学校法人

オ 特定非営利活動法人

カ 独立行政法人

キ 特殊法人

ク 認可法人

ケ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）

2 生産・利用体制構築

次の（１）から（１０）までのいずれかに該当する生産者集団等であること。ただし、農業者の組織する団体の場合は、３戸以上の農業者により構成されるものに限る。

（１）農業協同組合及び農業協同組合連合会

（２）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

（３）農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）

（４）農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）

（５）特定農業者団体（農業経営基盤強化法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）

（６）株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（以下のア又はイに該当するものを除く）

ア 資本の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が 300 人を超えるもの。

- イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 87 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の 2 分の 1 以上がアに掲げるもの（（2）又は（4）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの
- （7）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの
- （8）公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人
- （9）協議会（次のアからウまでの全ての要件に適合している場合に限る。）
- ア 生産農家、利用農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）、本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。
- イ 事業の事務手続を適性かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
- ウ 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- （10）その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）

第 4 事業の要件

1 国産濃厚飼料生産利用普及推進

- （1）事業実施主体は、別紙 8 様式第 1 号により国産濃厚飼料生産利用推進普及計画（以下「推進普及計画」という。）を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。
- （2）事業の目標は、シンポジウム、現地検討会等を事業実施年度において 3 回以上開催し、全国的な普及を図ることとする。

2 生産・利用体制構築

（1）事業推進体制の構築

事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、都道府県、市町村、関係団体、国産濃厚飼料利用農家等と連携した推進体制の構築に努めるものとする。

（2）国産濃厚飼料生産利用推進計画の策定

事業実施主体は、別紙 8 様式第 2 号により国産濃厚飼料生産利用推進計画（以下「生産利用推進計画」という。）を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。なお、生産利用推進計画は次のアからウを満たすものとする。

ア 第 2 の 2 の（1）の取組の実施を必須とする。

イ 事業実施年度の前年度を基準年度とし、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度とした上で、作付面積、単収、生産コストに係る目標を設定するものとする。当該目標は次の a から d のいずれかの要件を満たすものとする。なお、新たに国産濃厚飼料の生産に取り組む場合は、目標年度において、北海道においては 1 ha 以上、都府県においては 0.5ha 以上の作付面積とするものとする。

a 基準年度の実績に比べ、目標年度の作付面積が 5 % 以上増加するものであること。

b 基準年度の実績に比べ、目標年度の単収が 5 % 以上増加するものであること。ただし、とうもろこしを生産する場合において、基準年度の単収が 10a 当たり 800kg 以上 1,000kg 未満の場合は、目標年度の単収が 3 % 以上増加するもの、基準年度の単収が 10a 当たり 1,000kg 以上の場合は、1 % 以上増加するものであること。

c 基準年度の実績に比べ、目標年度の実産コストが 3 % 以上低減するものであること。

d 基準年度以前の作付けにおける課題解決のため、新たな作付け方法等の実証等を目標年度までに行うものであること。

ウ 本事業による効果を周辺地域等へ普及させる取組として次の a から e までの取組の中から 1 つ以上を行うこと。

a 事例発表や意見交換のための会議や現地研修会等の開催

b 取組事例を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布

c ホームページや機関誌等への掲載による取組事例等の周知

d ほ場展示器具の設置

e その他地方農政局長が認める取組

(3) 国産濃厚飼料の生産・利用技術体系の構築のための実証は、次のアからウによるものとする。

ア 実証に必要な最小限の作付面積に留めること

イ 実証に必要な土壌分析及び飼料分析は、公的機関等（公的機関又はこれに準ずると地方農政局長が認める機関をいう。）により実施されるものであること。ただし、既に公的機関等が分析した結果を有している場合には、その分析結果を用いることができる。

ウ 本事業で利用する農薬剤は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 3 項に基づき農薬の登録がなされているものであること。

(4) 事業実施期間は、事業実施計画の最初の承認を受けてから翌々年度までの 3 年以内とする。

第 5 事業実施の手続

1 国産濃厚飼料生産利用普及推進

(1) 事業実施主体候補者の選定は、生産局長が別に定める公募要領（以下「候補要領」という。）により行うものとする。

(2) 事業実施主体候補者は、計画承認申請書（別記様式 1 号）に推進普及計画（別

紙8様式1号)等必要な書類を添付し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。なお、公募要領に基づき提出した書類に変更がない場合は、省略することができるものとする。

- (3) 事業実施主体が、実施要領第4の2の重要な変更を行おうとする場合には、事業実施計画変更承認申請書(別記様式第2号)に変更後の推進普及計画(変更箇所を二重線で抹消して、その下段に変更後の内容を記載したもの)、その他必要な書類を添付し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。

2 生産・利用体制構築

- (1) 事業実施主体候補者の選定は、生産局長が別に定める公募要領(以下「候補要領」という。)により行うものとする。
- (2) 事業実施主体候補者は、計画承認申請書(別記様式1号)に生産利用推進計画(別紙8様式2号)等必要な書類を添付し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。なお、公募要領に基づき提出した書類に変更がない場合は、省略することができるものとする。
- (3) 事業実施主体候補者は、2の提出にあたり予め関係する機関等(事業を実施しようとする地域を管轄する都道府県、市町村、農協等)との調整を図るものとする。
- (4) 複数年度の事業を行う事業実施主体であって、前年度から継続して事業を実施する実施主体においては、当該年度の計画承認申請を(2)に準じて行うものとする。なお、前年度に承認を受けた生産利用推進計画の10に記載された国庫補助金相当額を上限とし、予算の範囲内となるよう調整を行う場合がある。
- (5) 事業実施主体が、実施要領第4の2の重要な変更を行おうとする場合には、事業実施計画変更承認申請書(別記様式第2号)に変更後の生産利用推進計画(変更箇所を二重線で抹消して、その下段に変更後の内容を記載したもの)、その他必要な書類を添付し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。なお、重要な変更は、実施要領第3の2の(1)から(5)までに掲げる変更の他、生産利用推進計画における目標年度の目標値の増減とする。
- (6) 2により提出を受けた地方農政局長は、生産利用推進計画に記載された内容が、当該地方農政局の管轄を超える取組であることを確認した場合にあっては、関連する地方農政局長の担当部局に連絡するとともに、必要に応じて、当該計画の内容等関連する事項の確認について協力を求めることができるものとする。

第6 事業の着手

- 1 事業実施主体による本事業の着手(資材等の発注を含む。以下同じ)については、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付決定(以下「交付決定」という。)後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効率的な実施を図る上で緊急かつ、やむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの

責任とすることを了知の上で行うものとする。

- 2 1のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合において、事業実施主体はあらかじめ、第2の1の事業にあつては生産局長、第2の2の事業にあつては地方農政局長の適正な指導を受けた上で、それぞれ生産局長又は地方農政局長に対し、別紙8第3号により交付決定前着手届を提出するものとする。
- 3 生産局長又は地方農政局長は、事業実施主体が1のただし書きに基づいて補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、事前のその理由等を十分に検討して、必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第7 事業の実施基準

- 1 自己資金又は他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の整備・改修の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 施設の整備・改修は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が5年以上のものとする。また、改修の場合には、改修後の耐用年数が5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合には、増築、併設、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。
なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
- 4 既存施設、機械等の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする。
- 5 機械、施設等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- 6 本事業は、生産・利用体制構築のための実証事業であり、実証に必要な範囲の機械・構築物導入のため、費用対効果分析は要しないものとする。
- 7 本事業は、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 国産濃厚飼料生産利用普及推進

事業実施主体は、事業の実施状況について、事業完了後速やかに実施状況報告書（別記様式 3 号）に別紙 8 様式第 1 号に準じて作成したものを添付し、生産局長に提出するものとする。なお、交付要綱第 15 の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業実施状況の報告に代えることができるものとする。

2 生産・利用体制構築

事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの各年度の実施状況について、翌年度の 7 月末日までに、実施状況報告書（別記様式 3 号）に別紙 8 様式第 2 号に準じて作成したものを添付し、地方農政局長に提出するものとする。なお、交付要綱第 15 の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業実施状況の報告に代えることができるものとする。

第 9 事業の評価等

1 国産濃厚飼料生産利用普及推進

- (1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、事業実施年度の翌年度の 8 月末日までに事業評価報告書（別記様式 4 号）に別紙 8 様式第 4 号を添付し、生産局長に提出するものとする。
- (2) 生産局長は、事業評価書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙 8 様式第 6 号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。なお、点検にあつては外部有識者に助言を求めることができるものとする。

2 生産・利用体制構築

- (1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の 8 月末日までに事業評価報告書（別記様式 4 号）に別紙 8 様式第 5 号を添付し、地方農政局長に提出するものとする。
- (2) 地方農政局長は、事業評価書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙 8 様式第 6 号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。

第 10 助成の対象

- 1 実施要領第 6 の事業ごとの助成対象となる経費は、別紙 8 別表に記載するとおりとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であつて、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

第 11 機械等の管理運営等

- 1 事業実施主体は、整備した機械等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その目的に即して効率的な運用を図り適正に管理運営することとする。
- 2 本事業で導入した機械等については、本事業の実施への影響がない範囲で他作物の生産作業に活用することができるものとする。
- 3 導入した機械については、見える箇所に事業実施年度、事業名、事業実施主体名を

記載等するものとする。

- 4 地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。また、地方農政局長は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業実施主体が改修・整備を行った機械・施設が当初の計画に沿って適性かつ効率的に運用されていないと判断される場合（機械・施設等の利用率、作付け率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合）には、事業実施主体に対し、改善指導を行うものとする。

別紙 8 別表

区 分	取組内容	助成範囲
1 国産濃厚飼料生産利用普及推進	1 全国的に普及性の高い国産濃厚飼料の生産・利用技術の推進のためのシンポジウム等の開催 2 国産濃厚飼料の生産及び利用を実践する地域における現地研修会等の開催 3 国産濃厚飼料の生産及び利用を実践する地域等における生産コスト等のデータ収集及び分析 4 国産濃厚飼料の普及のための優良事例集、パンフレット等の編集、作成及び配付 5 その他国産濃厚飼料生産利用の普及に必要な経費	
2 生産・利用体制構築 (1) 国産濃厚飼料生産利用推進	1 国産濃厚飼料生産・利用に必要な対策 関係者による生産・利用の推進会議等の経費 2 国産濃厚飼料生産・利用技術の習得に必要な対策 先進地視察、生産・利用農家の育成、研修会の開催、専門家による現地指導等の経費 3 生産者と利用者とのマッチング推進に必要な対策 生産者・利用者によるマッチングのための会議、生産情報提供等の経費 4 国産濃厚飼料生産・利用体制の普及啓発に必要な対策 現地研修会、パンフレット・マニュアルの配布等の経費 5 国産濃厚飼料生産・利用技術体系構築の実証に必要な対策 土壌分析、飼料分析、土壌改良資材、種子、肥料、農薬、国産濃厚飼料生産に必要な機械のレンタル費用等の経費 6 その他国産濃厚飼料生産・利用体制の構築に必要な経費	実証に必要な推進対策については、必要な面積等の根拠が確認できるものについて、必要最小限度のみ補助する。

(2) 国産濃厚飼料生産利用技術実践	対象施設・機械等については、次のとおり。 1 生産物乾燥調製機の改修・整備等 乾燥機、破砕機、粉碎機の整備・改修 2 生産物調製貯蔵施設の改修・整備 生産物調製貯蔵に必要な保管タンク、簡易型サイロ、コンテナ及び簡易保管機の整備、貯蔵施設の改修 3 国産濃厚飼料生産・調製機械の導入 播種用機械、収穫機械、収穫機械専用アタッチメント、梱包機、梱包格納用機械、積込機及び農薬散布機の導入	対象施設・機械等は、実証に必要な最小限度についてのみ補助し、施設の改修については、国産濃厚飼料専用とする場合に限る。
---------------------------	--	---

別紙８様式第１号（第４の１関係）

国産濃厚飼料生産利用普及推進計画（平成〇〇年度（西暦〇〇年度）

１ 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

２ 総括表

区 分	事業内容	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
国産濃厚飼料 生産利用普及推 進	１ 全国シンポジウム等の開催 ２ 現地研修会等の開催 ３ 生産コスト等のデータ収集及び分析 ４ 国産濃厚飼料の普及のための優良事例集等の編集、作成及び配付	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
	合 計					

２ 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 全国シンポジウム等の開催

開催場所及び 実施場所	参加者数	参集範囲	内容	備 考
	(人)			

(2) 地域における現地検討会の開催

開催時期及び 実施場所	参加員数	参集範囲	内容	備 考
	(人)			

(3) 生産コスト等のデータ収集及び分析

実施箇所	収集時期 及び回数	内 容	備 考

(4) 優良事例等の作成

事業内容	事業量	作成内容	配布先	備 考
	(部)			

別紙8様式第2号（第4の2関係）

国産濃厚飼料生産利用推進計画（平成〇〇年度（西暦〇〇年度）

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 現在の取組状況と事業目的

取組状況	
事業目的	

3 取組の推進体制

（都道府県、市町村及び関係団体等と連携した事業の推進体制について記載する。）
--

4 国産濃厚飼料生産利用推進の実施状況と目標

	〇〇年度 （基準年度）	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度 （目標年度）
作付面積（ha）					
単収（ha 当たり）					
生産コスト（ha 当たり）					

5 国産濃厚飼料生産利用技術の実証の取組

課 題	（国産濃厚飼料の生産等に係る課題について記載する。）
実証計画	（国産濃厚飼料の生産等に係る課題解決のための実証計画を記載する。）

6 国産濃厚飼料供給先（供給予定先）

供給先農家名	市町村名	供給数量	畜 種	販売価格

7 国産濃厚飼料生産利用推進の取組内容の地域への波及方法

	具体的な波及方法
〇〇年度	
〇〇年度	
〇〇年度	
〇〇年度	
（目標） 〇〇年度	

※ 事業実施主体は国産濃厚飼料生産利用推進の取組内容を地域に波及させる計画となっていること。

8 取組効果を周辺地域等へ普及させる取組

- （１）事例発表や意見交換のための会議や現地研修会等の開催 ()
- （２）取組事例等を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布 ()
- （３）ホームページや機関誌等への掲載による取組事例等の周知 ()
- （４）ほ場展示器具の設置 ()
- （５）その他（内容： ） ()

注１：（１）から（５）までの１つ以上を選択し、（ ）内に○を記載すること。

注２：その他の場合には、（内容： ）内に取組内容を記載すること。

9 実証に必要な施設・機械等の導入計画

名称	型式	導入年度(〇〇年度)			〇〇年度			〇〇年度			目標年度(〇〇年度)			備考
		稼働 日数	稼働 時間	作付 面積	稼働 日数	稼働 時間	作付 面積	稼働 日数	稼働 時間	作付 面積	稼働 日数	稼働 時間	作付 面積	

※ 稼働日数、稼働時間及び作付面積については、4の実施状況に基づき、導入年度から3年間及び目標年度を対象に記載すること。

10 事業計画

(千円)

区 分	〇〇年度			〇〇年度			〇〇年度		
	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金
(1)国産濃厚飼料生産利用推進									
(2)国産濃厚飼料生産利用技術実践									
計									

11 事業実施計画 (〇〇年度)

(千円)

区 分	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
(1)国産濃厚飼料生産利用推進					
(2)国産濃厚飼料生産利用技術実践					

※ 本年度の具体的な事業実施計画を記載する。

1 2 添付書類

- ・ 事業実施主体規程、会計規程、構成員名簿、施設・機械等に係る諸規定
- ・ 耕作地地図
- ・ 事業実施主体収支計画及び推進体制
- ・ その他地方農政局長が必要と認める資料

(注1) 農林水産省生産局長が別に定める公募要領による応募申請書の提出時に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

(注2) 事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業実施主体にあつては、従前に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿
〇〇農政局長 殿
（北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名：
代表者の役職及び氏名： 印

（平成〇〇年度（西暦〇〇年度）畜産生産力・生産体制強化対策事業（国産飼料資源生産利用拡大対策のうち国産濃厚飼料生産利用推進）の交付決定前着手届

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画（国産飼料資源生産利用拡大のうち国産濃厚飼料生産利用推進）に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

取組の名称	事業量	事業費	着手 予定日	完了 予定日	交付決定前に着手する理由

別紙8様式第4号（第9の1関係）

（平成〇〇年度（西暦〇〇年度））国産濃厚飼料生産利用普及推進評価報告書

1 実施事業主体名等

事業実施主体	事業内容	事業目的

（注）事業実施計画時に提出した事業名、事業内容及び事業目的を記載すること。

2 事業期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

3 事業の成果

（1）成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による効果	
事業計画の妥当性	（理由）
適正な事業の執行	（理由）

（注）1 「成果目標の具体的な内容」及び「事後評価の検証方法」の欄については、事業応募書に記載した「事業の成果・効果」及び「効果の検証方法」に沿って記入すること。

なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄については、可能な限り定量的に記入すること。

2 「事業計画の妥当性」の欄については、事業計画が妥当な場合は「1」を、計画が不適切な場合は「0」を記入すること。また、その理由について記入すること。

3 「適正な事業の執行」の欄については、事業が適正に実行された場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入すること。また、その理由について記入すること。

（2）事業の成果品等

事業実施の成果品（報告書等）又は、事業の成果が確認できる資料等を添付すること。

別紙8様式第5号（第9の2関係）

（平成〇〇年度（西暦〇〇年度）生産・利用体制構築評価報告書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 取組状況と実績

	取 組 状 況
（1年目） 〇〇年度	
（2年目） 〇〇年度	
（3年目） 〇〇年度	

注：取組計画（国産濃厚飼料生産利用推進計画の7）に対応する取組状況を記載する。

3 国産濃厚飼料生産利用推進の取組実績

	〇〇年 （基準年度）	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年 （目標年度）
作付面積					
単収					
生産コスト					

4 国産濃厚飼料生産利用技術の実証の取組状況

実証計画	（国産濃厚飼料の生産等に係る課題解決のための実証計画を記載する。）
実証結果	（実証の取組結果を記載する。）

5 導入した施設・機械等の稼働実績

名称	年間稼働日数				年間稼働時間				作付面積			
	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度

※ 年間稼働日数及び年間稼働時間については、本事業の実施にかかる稼働日数、稼働時間及び作付面積を記載すること。

6 事業実績 (千円)

区 分	〇〇年度			〇〇年度			〇〇年度		
	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金
(1)国産濃厚飼料生産利用推進									
(2)国産濃厚飼料生産利用技術実践									
計									

7 推進計画の目標と達成状況

目標年度	〇〇年度
目 標 (推進計画)	
実 績	
達成状況に関する自己評価	

注1：目標の欄は、推進計画に記載した目標の内容を記載すること。

注2：実績の欄は、目標に該当する実績について記載すること。

注3：達成状況に関する自己評価については、達成／未達にかかわらず、主観的観点から、自ら設定した目標に対する達成状況についての評価を記載すること。

番 号
年 月 日

生産局長
〇〇農政局長
(北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

あて

事業実施主体名：
代表者の役職及び氏名： 印

畜産生産力・生産体制強化対策事業（国産飼料資源生産利用拡大対策のうち国産濃厚飼料生産利用推進）の事業実施に関する改善計画について

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）～平成〇〇年度（西暦〇〇年度）において実施した畜産生産力・生産体制強化対策事業（国産飼料資源生産利用拡大対策のうち国産濃厚飼料生産利用推進）について、当初事業実施計画の成果目標の達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

1. 事業の取組の経過

2. 事業実施計画の成果目標が未達となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度（〇〇年度）における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	